

## 憲法 出題趣旨

### 第1期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第14条第1項の法の下での平等原則に関する問題のうち、非嫡出子の法定相続分差別の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、法令審査の基本的審査手法の枠組みの中での適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

### 第2期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第22条の保障する職業選択の自由のうち、営業の自由の距離制限の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、法令審査と適用審査の基本的審査手法の枠組みの中での適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

### 第3期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第21条の保障する表現の自由に関する問題のうち、公職選挙法における戸別訪問禁止規定の合憲性というテーマをめぐ

る具体的事例を提示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、法令審査の基本的審査手法の枠組みの中での適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

#### 第4期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第13条の保障する幸福追求権のうち、指紋の押捺強制によるプライバシー権制限の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、法令審査と適用審査の基本的審査手法の枠組みの中での適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

#### 第5期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解や判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、特に憲法23条の学問の自由や憲法第26条が保障する教育を受ける権利に関する基本的憲法判例の知識を問うとともに、かかる判例において問題となった憲法上の論点につき、学説の見解もふまえたうえで、論理的な法的考察を行い、それを適切に論述する能力を問うところにある。